

懲戒処分概要

1 発 生 年 月 日 令和5年5月から令和8年7月まで

2 年 齢 及 び 性 別 53歳、女性

3 事 件 概 要

管理職である職員は、令和5年5月から令和8年7月まで、繰り返し始業時刻に遅れて出勤し、実際の出勤時刻をタイムカードに記録せず、自ら手書きで記入し、始業時刻に出勤していたように偽っていた。また、当該職員は、令和5年11月に他の職員の同種の非違行為により懲戒処分が行われた際、服務規律の遵守について指示を受けた以降においても、発覚するまで同様の行為を繰り返し行っていた。

このことは、町職員の資質に著しく欠けるものであり、美里町職員全体の信用を失墜させる極めて不適切な行為である。

4 処 分 内 容 減給6か月（給料の10分の1）

5 処 分 年 月 日 令和8年9月15日

令和8年9月16日

美里町長 相 澤 清 一